

Q2

アルバイトは有給休暇がないのですか？

会社は、**6 か月間続けて働き、働くと決められていた日数の 8 割以上出勤した労働者**に、年次有給休暇(有休)を与えなければなりません。

正社員のみならず、アルバイトやパートタイム労働者も、上記の条件に当てはまれば、1 週間単位で働いている「日数」または「時間」に応じて有休が与えられます。自分にどれくらい有休があるか、下の表で確認してみましょう。

●週 30 時間以上、または週 5 日以上働く人

働いた年数	6 か月	1 年 6 か月	2 年 6 か月	3 年 6 か月	4 年 6 か月	5 年 6 か月	6 年 6 か月以上
有休の日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

例) フルタイム勤務で 2 年 6 か月続けて働いた場合 ➡ 有休の権利が 12 日ありますが、その前年に 11 日の権利を得ているため、仮に有休を 1 日も使っていなければ、23 日分の有休の権利があります。

●週 30 時間未満かつ週 4 日以下働く人

	1 週間で 働いた日数	1 年間で 働いた日数	働いた年数						
			6 か月	1 年 6 か月	2 年 6 か月	3 年 6 か月	4 年 6 か月	5 年 6 か月	6 年 6 か月
有 休 の 日 数	4 日	169～216 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
	3 日	121～168 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
	2 日	73～120 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
	1 日	48～72 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

例) 週 3 日勤務で 4 年 6 か月続けて働いた場合 ➡ 有休の権利が 9 日ありますが、その前年に 8 日の権利を得ているため、仮に前年に有休を 5 日使っていれば、12 日分の有休の権利があります。

【action】

- 自分が今まで働いてきた期間や、1 週間に働く日数または時間から、自分の有休が何日あるか調べてみましょう。分からない場合は、会社に問い合わせましょう。
- 就業規則等で有休についての決まりを確認しましょう。もし、就業規則等がなかったり、内容が分かりにくかったら、会社に確認しましょう。

..... 最後の確認！

- ☐ **今の仕事を 6 か月以上続けていて、8 割以上出勤している**
- ☐ **上の表で、自分に何日の有休があるか確認した**

(週__時間 / __日) で (__年__か月) 続けて働いた ➡ (__日)の有休

働き方の種類について

いわゆる正社員

- ▶ 一般的に期間の定めのない労働契約のもとで、会社にフルタイムで直接雇用される労働者

[特徴]

- ・一般的に定年までの長期的な雇用契約が前提になる
- ・会社内で昇進・昇格のために体系的な教育訓練を受けることが多い
- ・定期昇給が行われたり、ボーナス・退職金が支払われたりする場合が多い

パートタイム労働者

- ▶ 1週間に働くよう決められた労働時間が、同じ会社で働く正社員に比べて短い労働者

契約社員

- ▶ 特定の業務を担当する、働く期間を決めて契約する労働者

アルバイト

- ▶ 本業（学業を含む）とは別に、収入を得るため一時的・季節的に働く労働者

派遣労働者

- ▶ 以下の要件を満たす労働者
 - (1)人材派遣会社（派遣元）と労働契約を結んでいる
 - (2)派遣元と派遣先との「労働者派遣契約」に基づいて、派遣元から派遣先に派遣されている
 - (3)派遣先の指揮命令を受けて働いている

